

7 見舞金・慰労金等

介護用品給付事業	
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要介護 4 又は 5 の方を介護している家族に月額 6,500 円分の介護用品購入券を給付します。 ・ 購入できる介護用品は以下のものにかぎります。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 紙おむつ・尿取りパッド・使い捨て手袋 ・ 清拭剤（介護用おしり拭きを含む）・ドライシャンプー ・ ポータブルトイレ用消臭剤・紙防水シート <p>【介護用品購入券を利用できる店舗】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (株) くすりの十字堂 ・ (株) ツルハ（紋別緑町店、紋別落石店、広域紋別病院前店） ・ (株) サッポロドラッグストア・(株) 丸キ宮川商店
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護用品購入券の使用の際、おつりは出ません。 ・ 年度内に使用してください（翌年度には持ち越しできません） ・ 途中で入院等をされ、入院した月の翌月に退院が見込まれない場合は、入院した月の翌月から休止します。ただし、月内の入退院は対象になります。（毎月確認を行います）
対象者	要介護認定において要介護 4 又は 5 と判定された市民税非課税世帯の在宅高齢者を介護している家族
申請に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 印鑑 ・ 介護保険被保険者証
手続・問合せ	紋別市保健福祉部介護保険課介護給付係 【電話】 0158-24-2111（内線463・470）

在宅ねたきり高齢者見舞金支給事業

内 容	<ul style="list-style-type: none"> • 65歳以上の方で、要介護4又は5の在宅にて生活をしている方に見舞金を支給します。 • 年額20,000円を支給します。
対象者	<p>(1) 市内に住所を有する65歳以上の高齢者で、介護保険法に規定する要介護認定において、要介護4又は要介護5と判定されており、かつ在宅にて生活をしている方</p> <p>(2) 対象者の身体状況が次のいずれにも該当し、引続いて同じ状態にある方</p> <ul style="list-style-type: none"> (イ) 自力で食事ができない (ロ) 自力で便所に行けない (ハ) 自力で入浴ができない <p>(二) 「要介護認定等の実施について(老発0930第5号)」に規定する主治医意見書の記載において、障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)がB1、B2、C1、又はC2であること</p> <p>※9月1日から引き続き、(1)及び(2)のいずれにも該当すること(1日でも入院された場合は、対象となりません。)</p>
利用方法	<ul style="list-style-type: none"> • 市より各居宅介護支援事業所に調査を依頼し、対象者を決定します。 • 申請する必要はありません。
手続・問合せ	<p>紋別市保健福祉部介護保険課高齢者福祉係</p> <p>【電話】0158-24-2111 (内線273・394)</p>

家族介護慰労事業

内 容	<ul style="list-style-type: none"> • 要介護 4 又は 5 の方を介護している家族で認定より 1 年間介護保険サービスを利用しなかった家族に慰労金を支給します。 • 年額 100,000 円の慰労金を支給します。
対象者	<p>要介護認定において要介護 4 又は 5 と判定された市民税非課税世帯の在宅高齢者等を介護している家族で、認定を受けた日から起算して 1 年以上介護保険のサービス（年間 1 週間以内のショートステイの利用を除く）を受けなかった要介護高齢者を現に介護している家族</p> <p>※3 ヶ月以上長期入院した場合は対象期間から除算しますが、前後の期間を合算して 1 年以上サービスを受けなかった期間があれば対象とします。</p>
申請に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> • 印鑑 • 介護保険被保険者証
手続・問合せ	<p>紋別市保健福祉部介護保険課高齢者福祉係</p> <p>【電話】 0158-24-2111（内線273・394）</p>



紙おむつ類ごみの無料収集を行ないます

内 容	<p>平成30年4月1日より、高齢者、障害者、子育て家庭等の福祉的、経済的な支援策としてご家庭で使用した「紙おむつ類」の無料収集を開始しています。</p>
対 象	<ul style="list-style-type: none"> • 対象は、紙おむつ、布おむつ、紙パンツ、尿とりパッド、お尻拭きです。 • 紙おむつ類から汚物を取り除き、「<u>透明な20リットルゴミ袋</u>」に入れて排出してください。 <u>※半透明のゴミ袋は収集しません。</u> • 収集日は、各地区の燃やすごみの日です。 • 紙おむつ類以外のごみを混入している場合は収集しません。 • ペット用のおむつ、トイレシート等は対象外です。 • これまでどおり、「紙おむつ類」を指定の燃やすごみの袋に入れて捨ててもかまいません。 • 本制度の対象は、ご家庭で使用した「紙おむつ類」を対象に無料収集するため、事業系廃棄物は対象になりません。
手続・問合せ	<p>高齢者に関すること 紋別市保健福祉部介護保険課高齢者福祉係 (内線273・394)</p> <p>障害者に関すること 紋別市保健福祉部社会福祉課障害福祉係 (内線222・455)</p> <p>子育て支援に関すること 紋別市保健福祉部児童家庭課子育て支援係 (内線487) 紋別市保健センター (電話24-3355)</p> <p>廃棄物全般に関すること 紋別市市民生活部環境生活課廃棄物対策係 (内線278)</p>

外国人高齢者・障害者福祉給付金

内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・国民年金の制度上、公的年金を受けることができなかった在日外国人高齢者・障害者の方々が、地域で自立し、安定した生活を続けていくことができるよう、給付金を支給します。
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・本市に住民登録をしている方のうち、公的年金の受給要件を制度上満たすことができない方で次のいずれかに該当する方 <ul style="list-style-type: none"> (1) 大正 15 年 4 月 1 日以前に生まれた在日外国人のうち、永住許可又は特別永住許可を受けている方 <ul style="list-style-type: none"> ※昭和 36 年 4 月 1 日以降に日本国籍を取得した方も含む (2) 昭和 37 年 1 月 1 日以前に生まれた方のうち、昭和 57 年 1 月 1 日以前に重度心身障害であった在日外国人の方、又は同日以降重度心身障害者となったが、その初診日が同日前の在日外国人の方 <ul style="list-style-type: none"> ※昭和 57 年 1 月 2 日以降に日本国籍を取得した方も含む (3) 昭和 36 年 4 月 1 日以降、昭和 57 年 1 月 1 日以前に日本国籍を取得した方のうち、日本国籍取得日前に満 20 歳に達していた重度心身障害者の方、又は同日以降重度心身障害者となったがその初診日が同日前のもの ※支給を受けるには一定の所得要件があります。 【支給年額】 <ul style="list-style-type: none"> 上記 (1) に該当する方 120,000円 (月額 10,000円) 上記 (2)、(3) に該当する方 300,000円 (月額 25,000円) 【支給月】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 8月、12月、4月 (前4ヶ月分を支給)

申請に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> • 印鑑 • 所得証明書 • 住民票又は全部事項証明書（戸籍謄本） • 身体障害者手帳又は療育手帳の写し（障害者対象の方のみ）
手続・問合せ	<p>紋別市保健福祉部介護保険課高齢者福祉係</p> <p>【電話】0158-24-2111（内線273・394）</p>

生活福祉資金貸付事業

内 容	<ul style="list-style-type: none"> • 高齢者・障害者世帯や低所得世帯の経済的自立と生活の安定を図ることを目的に、様々な用途に応じた生活資金を貸付する制度です。 <p>※この制度は、生活の安定を図ることを目的としていることから、申込時から貸付・償還中において、民生委員の相談援助活動を受けることが大きな特徴です。</p>
貸付 対象世帯	<ul style="list-style-type: none"> • 高齢者世帯～65歳以上の介護を必要とする高齢者の属する世帯 • 障害者世帯～身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方の属する世帯 • 低所得世帯～世帯の収入が一定基準以下の方
貸付資金の種類	<p>①総合支援資金 ②福祉資金（福祉費、緊急小口資金） ③教育支援資金 ④不動産担保型生活資金</p>
利 率	貸付利子は資金によって異なりますので、お問い合わせください。
そ の 他	生活福祉資金は他制度優先を原則としているため、他の公的な貸付制度、金融機関でのローン等が利用できる方は対象外です。詳細については、下記までお問合せください。
手続・問合せ	<p>紋別市社会福祉協議会 【電話】0158-23-2350</p>

障害者控除対象者認定書

内 容 対 象 者	<ul style="list-style-type: none"> • 65 歳以上の身体障害者手帳や療育手帳などの交付を受けていない方に、所得税又は住民税の障害者控除、特別障害者控除を受けるために必要な障害者控除対象者認定書を交付します。 <p>【控除の種別】</p> <p>(1) 障害者</p> <ul style="list-style-type: none"> ①知的障害者（軽度・中度）に準ずる <p>(2) 特別障害者</p> <ul style="list-style-type: none"> ①知的障害者（重度）に準ずる ②身体障害者（1・2 級）に準ずる
申請に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> • 印鑑 • 介護保険被保険者証（要介護・要支援認定を受けている方）
手続・問合せ	<p>紋別市保健福祉部介護保険課高齢者福祉係</p> <p>【電話】 0158-24-2111（内線273・394）</p> <p>紋別市保健福祉部社会福祉課障害福祉係</p> <p>【電話】 0158-24-2111（内線222・455）</p>